

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 24 年 10 月 26 日（金）午前 9 時～午前 10 時 3 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部生涯学習スポーツ担当部長 欠席者：議会事務局長、会計管理者
議 題	1 平成 24 年第 4 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について 提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について (1) 第 4 回議市議会定例会の招集期日は、11 月 29 日（木）である。 (2) 選挙費用の予算を専決処分する必要がある。この場合には、提出議案として決定を受けた平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 4 号）については、平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 5 号）に繰り下がる予定である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 平成 24 年第 4 回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市企業誘致促進条例 (企画財務部長説明) 武蔵村山市の地域産業の振興と地域経済の活性化を推進し、市民の雇用機会の拡大を図るため、武蔵村山市企業誘致促進条例を制定する必要があるので、本案を提出する。 概要については、(1) 企業に対する奨励措置として、①市長が指定する企業（指定企業）が工業地域内に事業所を新設又は増設した場合に、企業誘致奨励金を交付する、②指定企業が当該事業所において市民を 1 年以上雇用した場合に、雇用促進奨励金を交付する、③指定企業が、事業用建物を新築又は増築するに当たり、市内建設業者と工事請負契約を締結した場合に、市内事業者活用加算金を交付する、(2) 企業誘致協力者に対する奨励措置として、企業誘致協力者が工業地域内に新たに事業用建物を建築し、当該建物を指定企業に賃貸した場合に、企業誘致協力奨励金を交付するものである。 施行期日については、公布の日から施行する。

また、この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。  
なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。

(質 疑)

○ 企業の業種についての考えを伺いたい。また、概要(1)①において「工業地域内に」とあるが、新青梅街道沿道地区まちづくりにおいて、近隣商業地域など大きめの事業所が入れるような都市計画を考えているが、工業地域と限定するべきであるか。

● 企業の業種については、規則で定める別表に掲載する。工業地域内への限定については、これまで検討協議会においても議論を重ねてきたところであるが、騒音、環境問題等周辺地域への影響を踏まえ、また、工業地域内の企業の定着率を高めるため、工業地域内に限定している。

○ 市内の工業地域としては、榎地区及び伊奈平地区となるが、多摩都市モノレールの延伸の見通しがつくようになれば、本市から他市への交通のほか立川市等から本市への流入に対する需要が見込まれるため、新青梅沿道地区への企業誘致も求められる可能性がある。沿道のまちづくりを進めていくに当たっては、住宅のみならず企業の誘致も必要と考えており、こうした条例を制定するに当たっては、新青梅街道沿道地区の活性化を視野に入れるべきではないだろうか。

● そうしたことについても、検討協議会において議論を重ねてきたところであるが、結論として、新青梅街道沿道地区のまちづくり計画が策定された後、検討すべき事項であると考えている。

(結 論)

提出議案として決定する。

## (2) 武蔵村山市暴力団排除条例

(総務部長説明)

暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための施策等を定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、暴力団排除活動に関し、基本理念をはじめ、市の責務、市民及び事業者の責務、不当要求行為に対する措置等について定め、市民等の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与するものである。制定状況については、現在、26市中13市が制定しており、東京都においては、平成23年10月1日に施行している。

施行期日については、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。  
なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市葬祭用具使用条例を廃止する条例

(市民部長説明)

祭壇及び付属品で構成される葬祭用具の貸出事業を廃止するため、本案を提出する。

概要については、葬儀を執行する市民のために祭壇及び付属品で構成される葬祭用具を貸出しているが、平成 17 年度に加入した瑞穂斎場での執行が増加し、本事業の利用実績が低下していることから、武蔵村山市葬祭用具使用条例（昭和 46 年武蔵村山市条例第 25 号）を廃止するものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の 12 月期の期末手当の支給率等を改定する必要があるので、本案を提出する。

概要については、(1) 12 月期の期末手当において、支給率の改定等により所要の調整を実施する、(2) 行政職給料表(1)、(2)及び住居手当を東京都に準拠し、改定するものである。

施行期日については、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

なお、毎年、職員の給与改定については、東京都人事委員会の勧告に準じて実施している。人事委員会の勧告では、例月給は 8 年連続の引下げ、公民格差マイナス 1,336 円、率では 0.32%となる。期末勤勉手当については、据え置きとなる。例月給の内容については、住居手当の見直しによる給料月額改定となり、支給対象職員は、35 歳未満の借家・借間に居住する世帯主等に限定となる。給料月額は、0.8%程度の引上げとなり、期末勤勉手当において所要の調整を図る。

(質 疑)

- 東京都知事が辞任したことに伴う都知事選挙の関係から 12 月都議会の開会は、遅れるものと予想される。給与改定については、これまでどおり東京都の改定に合わせるとした場合、都

議会の開会日程によっては、議案の提案根拠が失われるのではないか。

● このことについては、各市の動向を注視していきたいと考えている。

○ 住居手当を支給されていない職員に対しても一律に期末手当において所要の調整が行われるのか。公平性に欠けることのないようにこの点については、よく研究してもらいたい。

● 了解した。

(結 論)

提出議案として決定する。

なお、今後の動向について十分に注視されたい。

(5) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

常勤の特別職の職員の12月期の期末手当の支給率を改定する必要があるので、本案を提出する。

概要については、常勤の特別職の職員の12月期の期末手当の支給率を改定するものである。

施行期日については、平成24年12月1日から施行する。

なお、一般職の職員の給与改定に準じて改正するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

なお、今後の動向について十分に注視されたい。

(6) 武蔵村山市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

教育長の12月期の期末手当の支給率を改定する必要があるので、本案を提出する。

概要については、教育長の12月期の期末手当の支給率を改定するものである。

施行期日については、平成24年12月1日から施行する。

なお、一般職の職員の給与改定に準じて改正するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

なお、今後の動向について十分に注視されたい。

(7) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 115 号）及び地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）の施行による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

概要については、(1) 武蔵村山市行政手続条例の適用除外として、武蔵村山市税賦課徴収条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為のうち、申請に対する処分及び不利益処分について、武蔵村山市行政手続条例（平成 9 年武蔵村山市条例第 11 号）第 8 条及び第 14 条の規定により理由を提示するものとして規定の整備を行い（平成 23 年法律第 115 号）、(2) 個人の市民税として、公的年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とし（平成 24 年法律第 17 号）、(3) 固定資産税として、固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置（下水道除害施設）について、適用期間が 3 年延長されるとともに、その特例割合について地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入により市町村の条例で定める割合とすることとされたため、平成 24 年 4 月 1 日以降に取得した施設の特例割合を規定する（平成 24 年法律第 17 号）ものである。

施行期日については、公布の日から施行する。

ただし、(1)の改正規定は平成 25 年 1 月 1 日から、(2)の改正規定は平成 26 年 1 月 1 日から施行し、(3)の改正規定は平成 25 年度以降の年度分の固定資産税について適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市地域運動場等設置条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長説明)

幼児及び低学年児童の遊び並びに高齢者の運動の用に供する施設の充実を図るため、新たに本町二丁目に運動広場を設置する必要があるため、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市地域運動場等設置条例（昭和 55 年武蔵村山市条例第 22 号）別表の 2 運動広場の表に「中村運動広場 武蔵村山市本町二丁目 12 番地の 1」を加えるものである。

施行期日については、公布の日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例  
(高齢・障害担当部長説明)

手当の支給要件の見直しに伴い、武蔵村山市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市心身障害者福祉手当条例（昭和 45 年村山町条例第 7 号）第 3 条の支給要件に「武蔵村山市児童育成手当条例（昭和 46 年武蔵村山市条例第 26 号）に基づく手当の支給を受けているものを対象外とする」旨の条項を加え、規定の整備を行うものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市営住宅条例の一部を改正する条例  
(財政担当部長説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）の施行による公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の一部改正に伴い、武蔵村山市営住宅条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、公営住宅法第 5 条及び第 23 条の規定により公営住宅及び共同施設の整備基準並びに入居者資格の入居収入基準については、事業主体が条例で定めることとされたことから、新たに整備基準を規定するとともに、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 6 条で定める金額を引用していた入居収入基準について金額を設定するため、武蔵村山市営住宅条例（平成 9 年武蔵村山市条例第 27 号）の規定の整備を行うものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(質 疑)

○ 新たに整備基準を規定するとあるのは、共同施設の整備基準を指すものか。

● 公営住宅及び共同施設の整備基準を定めるものである。健全な地域社会の形成、良好な住居環境の確保及び費用の縮減の配慮の 3 項目の概略的内容について、従来は公営住宅法に整備基準として規定されていたものを条例で定めるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例  
(市民部長説明)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 115 号）の施行による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和 34 年村山町条例第 20 号）に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為のうち、申請に対する処分及び不利益処分について、武蔵村山市行政手続条例（平成 9 年武蔵村山市条例第 11 号）第 8 条及び第 14 条の規定により理由を提示するものとして規定の整備を行うものである。

施行期日については、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市下水道条例の一部を改正する条例  
(生活環境部長説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）（第 2 次一括法）の施行による下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の一部改正に伴い、武蔵村山市下水道条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、下水道法第 7 条第 2 項の規定により公共下水道の構造の技術上の基準等については、各地方公共団体が条例で定めることとされたことから、武蔵村山市下水道条例（昭和 48 年武蔵村山市条例第 45 号）の規定の整備を行うものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 4 号）  
(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (14) 平成 24 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (15) 平成 24 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (16) 武蔵村山市総合体育館外 8 施設の指定管理者の指定について

（企画財務部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

①総合体育館（岸三丁目 45 番地の 6）、②総合運動公園運動場第一、第二、第三（岸三丁目 45 番地の 6）、③野山北公園運動場（本町五丁目 31 番地の 1）④雷塚公園野球場（学園四丁目 4 番地）、⑤雷塚公園庭球場（学園四丁目 4 番地）、⑥大南公園野球場（緑が丘 2542 番地）、⑦大南公園庭球場、（緑が丘 2542 番地）、⑧野山北公園プール（本町五丁目 31 番地の 1）及び⑨大南公園プール（緑が丘 2542 番地）を管理する指定管理者の名称は、株式会社フクシ・エンタープライズ（東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号）であり、代表者は、代表取締役 福士満氏である。指定の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとなる。

なお、平成 24 年 10 月 10 日に第二回指定管理者候補者選定委員会を開催し、第 2 次審査（プレゼンテーション）を実施している。

（質 疑）

○ ⑨大南公園プールの取扱いについて伺う。

● 公募の時点では、大南公園プールを含む内容で募集しているため、掲載している。今後、廃止するかどうかの取扱いについては、11 月に事務協議を開催して調整したいと考えている。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (17) 武蔵村山市民会館の指定管理者の指定について  
(企画財務部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市民会館（本町一丁目 17 番地の 1）を管理する指定管理者の名称は、株式会社ケイミックス（東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号）であり、代表者は、代表取締役 橋本鉄司氏である。指定の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとなる。

なお、平成 24 年 10 月 19 日に第二回指定管理者候補者選定委員会を開催し、第 2 次審査（プレゼンテーション）を実施している。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (18) 武蔵村山市専用水道事務等の事務委託に関する規約について  
(生活環境部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項の規定により、本案を提出する。

概要については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）（第 2 次一括法）の施行による水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正に伴い武蔵村山市に移譲された専用水道事務等について、事務委託に関する規約を東京都と締結するものである。

施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

## 議題 2 その他

- (1) 第 4 回市議会定例会の招集期日について

第 4 回市議会定例会の招集期日は 11 月 29 日（木）である。

- (2) 平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算の号の繰下げについて

昨日、東京都知事が辞任したことに伴い、都知事選挙が年内に予定されていることから、選挙費用の予算を専決処分する必要がある。この場合には、提出議案として決定を受けた平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 4 号）については、平成 24 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 5 号）に繰下がる予定である。

